

輸送の安全のために講じた処置及び講じようとする処置

1.安全に対する基本ルールの遵守

- イ. 社長・安全統括管理者による社内巡視
- ロ. ドライブレコーダーの映像を活用した個人面談による基本動作の徹底
- ハ. 全乗務員に安全運転のしおり&旅客自動車運送事業運輸規則ポケット版を配布し、常に携帯し安全意識を浸透
運輸安全マネジメントの安全方針及び安全目標を記載した別冊（カード）も配布、携帯させ、安全方針等の周知徹底を図る

2.P D C Aサイクルを活用した業務改善

- イ. 毎月、社長安全統括管理者が出席する運行管理者会議を開催
- ロ. 3ヶ月に1回の安全マネジメント会議（事故防止会議）を開催

3.車両その他の安全対策

- 全車両の運転席と客室の間に感染防止シートを設置
- 全車両に除菌装置を設置また一部の車両にプラズマクラスターを設置
- 高性能アルコール探知機&モバイル探知機を購入

4.輸送の安全確保が最も重要であるという意識の徹底（安全意識浸透に向けた役割）

■経営トップによる安全意識浸透に向けた主体的関与

安全統括管理者

- ① 輸送の安全向上について、行事、会議等を通じ社員に周知
- ② 定期的な点呼立ち会い
- ③ 一般教育、事故防止会議等への出席と積極的な関与
- ④ 社長の年1回の個人面談、意見交換を実施

運行管理者

- ① 安全運動・安全総点検の実施統括
- ② 定期的な点呼立ち会い車庫内点検
- ③ 配車場所、ヒヤリハット地点、交差点等立ち会い及び添乗。お客様への啓発活動

現場

- ① 春、秋の交通安全運動、年末年始の安全総点検の実施
- ② 輸送の安全向上について、点呼執行、会議等を通じ全社員に周知・徹底

5 健康管理の取り組み

- ① 、人間ドッグ、健康診断の年2回の実施
- ② 、S A S(睡眠時無呼吸症候群)対策（検査実施）
- ③ 、2年に1回脳ドッグの検診実施
- ④ 、毎年アルコール教育、対策実施
- ⑤ 、薬物検査の実施

6.その他

- ① 事故を起こさない運行管理体制への対策投資・
- ②「運輸防災マネジメント」の推進
- ③ バスジャック、テロなどの重大事件や災害時の対応訓練の実施
- ④ 救命救急講習の積極的な参加の実施
- ⑤ 貸切バス事業者安全評価認定の更新
- ⑥ 同業他社との安全に関する情報交換の実施